意見第1号

離婚後の共同親権の拙速な導入に反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2024年6月24日

提出者 久喜市議会議員 杉 野 修 川 辺 美 信 賛成者 久喜市議会議員 渡 辺 昌 代

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

離婚後の共同親権の拙速な導入に反対する意見書

離婚後の子どもの養育について、父母のどちらか一方が親権を持つ現在の単独親権に加えて、父母双方に親権を認める共同親権を導入することなど、これまでの親権制度を大きく変える民法改正が成立した。しかし現状では、重大な懸案事項が審議されていないという問題が残されている。

現行の民法において離婚後は、父母のどちらか一方を親権者とする単独親権のみであるが、改正後は離婚時に父母が合意すれば、双方が親権を持つ共同親権が可能となる。 合意しないときや裁判上の離婚の場合には、家庭裁判所が共同親権とするか、父母のどちらかを親権者とするかについて判断をすることになる。

離婚後に共同親権となると「日常の行為」や「急迫の事情」以外の子に関する事項について、双方が協議する必要が生じる。しかしこれらの「行為や事情」には具体的定めがないため、双方の「急迫の事情」の解釈を巡る対立や紛争が頻出する恐れがある。協議による合意が得られなかった場合は、裁判所での判断を求めるケースが増加することになる。

同時に改正法では、虐待や DV 対策が全く不十分である。父母の合意に至らなかった場合は、共同親権とするか、単独親権とするかを家庭裁判所が判断をする。しかし、経済的 DV や精神的支配など深刻的な DV が数多く存在する一方で、保護命令などで DV と認定されていないケースでは、家庭裁判所が虐待や DV を見逃すことも想定される。

また、子どもの意思を尊重するための「子どもの意見表明権」が明記されていないことは、子どもの人生を双方の親の協議だけで決めるということになりかねず大きな問題がある。よって、国会及び政府に対し、離婚後の共同親権の拙速な導入について反対し、見直すことを強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣総務大臣法務大臣